

関係法令等

【独立行政法人通則法】

(独立行政法人評価委員会)

第十二条 独立行政法人の主務省（当該独立行政法人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。）に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を処理させるため、独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

二 その他この法律又は個別法によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

【内閣府独立行政法人評価委員会令】

(分科会)

第5条 委員会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、独立行政法人通則法第12条第2項の規定により委員会の権限に属させられた事項のうち、それぞれ同表の下欄に掲げる独立行政法人に係るものを処理することとする。

国立公文書館分科会	独立行政法人国立公文書館
沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
北方領土問題対策協会分科会	独立行政法人北方領土問題対策協会
国民生活センター分科会	独立行政法人国民生活センター

2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員は、内閣総理大臣が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

【内閣府独立行政法人評価委員会議事規則】

(分科会での議決事項)

第3条 委員会は、分科会の議決をもって委員会の議決とする事項については、あらかじめ、その事項を議決することとする。